

解説

教皇庁教理省『超自然現象とされるものの識別手続きのための規則』について

1) 文書の位置づけ——旧規則と新規則

教皇庁教理省『超自然現象とされるものの識別手続きのための規則』(*Norme per Procedere nel Discernimento di Presunti Fenomeni Soprannaturali*) は2024年5月17日に公布された。同年5月19日に発効した。

この規則(以下、「新規則」)以前に、教理聖省(当時)は『出現および啓示とされるものの識別手続きのための規則』(*Normae de modo procedendi in diudicandis praesumptis apparitionibus ac revelationibus*) (以下「旧規則」)を1978年2月25日付で公布していた。「新規則」は「1978年2月25日付の以前の『規則』に全面的に代わるものである」(第27条)。

ところで、「旧規則」は「40年以上前の1978年に聖パウロ六世によって認可されましたが、部外秘扱いとされ、33年後の2011年に公表されました」(新規則「本文書について」)。「旧規則」には2011年公表時に当時の教理省長官ウィリアム・レヴェイダ枢機卿の「序言」が付されている。それによれば、「当時、この『規則』は、それが教会の司牧者に個人的にかかわるものであることを考慮して、司教に情報として送付され、公式には公にされませんでした」(「序言」1)。しかし、「知られているとおり、この文書は長年にわたり複数の言語で、この問題を扱ういくつかの著作の中で公にされましたが、それは権限を有する教理省の事前の許諾を得ずに行われました。今日、この重要な規則の主要な内容は権利が消滅していることを認めなければなりません。それゆえ、教理省は上記『規則』を、主要な言語での翻訳とともに公表するのが適切であると判断しました」(「序言」2)。

公表の背景には2008年に開催されたシノドス第12回通常総会があったことをレヴェイダ枢機卿は指摘する。「とくに教会生活と宣教における超自然現象にかかわる経験の問題の現代的な意味は、最近、2008年10月に開催された、神のことばをテーマとした世界代表司教会議第12回通常総会における司教の司牧的な関心によって示されました。この関心は教皇ベネディクト十六世によって取り上げられ、教皇はそれをシノドス後の使徒的勧告『主のことば(2010年9月30日)』(*Verbum Domini*)の重要な箇所で救いの営みの世界的な地平の中に位置づけました。ここで教皇の教えを思い起こすのは適切であると思われます。この教えは、ここに公表する本文書が扱う超自然現象に時宜を得た関心を示す招きとして受け取られるべきだからです」(「序言」3)。

「序言」3にはベネディクト十六世のシノドス後の使徒的勧告『主のことば』14が引用され、それが「序言」の大部分を占める。なお、この『主のことば』では、かつて2000年に教理省長官だったJ・ラッツィンガー枢機卿による公的啓示(*rivelazione pubblica*)と私的・個人的啓示(*rivelazioni private*)の違いを明らかにした『ファティマ 第三の秘

密（2000年6月26日）』の「神学的解釈」（邦訳33頁以下）が引用されている。とくに以下の引用が重要である。

したがって、シノドスは「神のことばと私的啓示をはっきり区別できるよう信者を助けること」（「提言」47）の必要性を指摘しました。私的啓示の役割は「キリストの最終的啓示を『改善し』、『補足する』ことではなく、歴史のある時期に、キリストの啓示をより十全に生きるのを助けることにある」（『カトリック教会のカテキズム』67）からです。私的啓示の価値は、公的啓示の価値と本質的に異なります。公的啓示はわたしたちがそれを信じることを要求します。実際、公的啓示において神ご自身が、人間のことばを通して、また教会という生きる共同体の仲介を通してわたしたちに語りかけられるからです。私的啓示の真理性をはかる基準は、キリストご自身に向かう方向性にあります。もしそれがわたしたちをキリストから引き離すなら、それが聖霊に由来するのではないことは明らかです。聖霊はわたしたちを福音により深く導くものであり、そこから引き離すものではないからです。私的啓示は信仰を助けるものです。その信頼性はまさに、唯一の公的啓示に人を引き戻すことによって示されます。そのため、教会が私的啓示を承認するには、簡潔にいうと次の三つの要件があります。そのメッセージには信仰と道徳に何ら反する部分がない、それを公開することは適法である、信者たちが賢明にそれを受け入れることが承認されている、の三点です。私的啓示は新たな強調点を与え、新たな信心の様式を示し、それまでの様式を深めることがあります。それはある種の預言的な性格を帯びており（一テサロニケ5・19-21参照）、特定の時代において福音の理解を深め、それをよりよく生きるための価値のある助けとなりえます。したがって、私的啓示を軽々しく扱うべきではありません。それは提供された助けではありませんが、使うことを強制されるものでもありません。いずれにせよ、こうしたすべてのことにおいて、信仰、希望、愛を養うものでなければなりません。信仰と希望と愛は、すべての人にとって変わる事のない救いの道だからです（教皇庁教理省『ファティマ第三の秘密（2000年6月26日）』[*Ench. Vat.* 19, n. 974-1021参照]）。（教皇ベネディクト十六世シノドス後の使徒的勧告『主のことば（2010年9月30日）』14（*Verbum Domini*: AAS102 [2010] 695-696）

『主のことば』は「新規則」冒頭に置かれた教理省長官ビクトル・マヌエル・フェルナンデス枢機卿による「本文書について」（Presentazione）でも言及されている（注5）。

2) 旧規則と新規則の違い

「新規則」は「旧規則」の改訂ではあるが、両者を比較すると、たんなる改訂ではなく、全面的に新たな規則となっていることが分かる。分量的にも「新規則」（邦訳で20148

字)は「旧規則」(2809字)の7倍になっている。「旧規則」の字句に対応する「新規則」の文言もわずかである(旧規則「予備的解説」1=新規則序文7、旧規則I・A、B=新規則第14条、第15条、旧規則I・B・e=新規則第15条6°、旧規則II・2=新規則第22条第2項、旧規則IV・1・b=新規則第26条)。

「新規則」冒頭の「本文書について」では「新規則」の特色が詳細に説明されている。

①改訂の背景

「1978年の『規則』の適用により、決定が長期間、場合により数十年を要すること、そのため必要な教会的識別がなされるのが遅すぎるということが明らかとなりました」(「本文書について」〈最近の改訂〉)。そこで、2019年から改訂作業が開始され、5年かけて新規則の公布に至った(同)。

「1978年の『規則』を2011年に公布する際の序文において、当時の教理省長官のウィリアム・レヴェイダ枢機卿は、教理省が『超自然的な起源をもつとされる出現、幻視、メッセージ』の事例を審査する権限をもつことを明らかにしました。実際、この『規則』は『裁治権者の手続きの方法を判断し、承認すること』ないし『新たな審査を開始すること』は『教理省に属する』(IV・2)と定めていました」(同「新たな『規則』を定めた理由」)。ところで、「この種の事例を取り扱う際に、とくに公式声明を作成する際に、一部の司教は教理省に必要な許可を事前に求めてきました。しかし、発表を行う許可が行われる場合、司教は、声明の中で教理省に言及しないことを求められました。……すなわち、司教は教理省の承認が与えられていることにいっさい言及できませんでした。同時に、こうした現象にかかわる教区の他の一部の司教たちは、教理省に対してより明快な声明を行うことを求めました」(同)。

「少なからぬ混乱を招いたこうした手続きの方法は、1978年の『規則』が司教と教理省の作業を導くためにもはや不十分で不適切であり、現象が一つの都市または教区の範囲にとどまることが困難になっている現代において、いっそう問題となっていることを理解させてくれます。この懸念はすでに当時の教理省が1974年の総会の中で指摘していました。この総会の中で、委員たちは超自然的な起源をもつとされる出来事がしばしば『一つの教区や一つの国家の境界を超えざるをえず、〔……〕問題は教会の最高権威の介入を正当化する規模に達する』ことを認めました。同時に1978年の『規則』は、『過去に事案の調査を終えるのに要した速度で(「超自然的なものである」[constat de supernaturalitate]「超自然的なものでない」[non constat de supernaturalitate]と)判断を下すことが、〈ほとんど不可能〉とまではいわないまでも、より困難になった』ことを認めました(1978年の『規則』「予備的解説」)」(同)。

今回の「新規則」の最大の特色は以下の一文に示されている。

超自然的な起源をもつとされる出来後に関する特別な事例の解決をさらに遅らせない

ために、教理省は最近、〈超自然的なものである〉(de supernaturalitate)ではなく、〈支障がない〉(Nihil obstat)——これは、司教が当該の霊的な現象から司牧的な恩恵を引き出すことを可能にします——による、相対的な識別を求めることを教皇に提案しました。〈支障がない〉(Nihil obstat)という宣言は、さまざまな霊的・司牧的な実りと、出来事による重大な問題がないことを評価した後、行われます。教皇はこの提案を「公正な解決」と考えました。(同)

②「新規則」の新しい側面

わたしたちはこの新たな『規則』によって、これまでとは異なるとはいえ、より豊かな手続きを提示します。この手続きは、超自然的な起源をもつとされる出来事に関する司牧的活動を方向づける、可能な6つの賢明な結論を含みます(I・17-22参照)。この6つの最終決定の提案は、教理省と司教が、彼らが出会う多くのさまざまな事例の問題を適切に取り扱うことを可能にします。〔本文書について〕〈新しい側面〉

すなわち、以下の6つの区分である(I・17-22)。

1. 〈支障がない〉(Nihil obstat)——現象の超自然的な真正性についていかなる確証を示すものでないが、当該の霊的経験の「ただ中で」聖霊の働きの多くのしるしが認められ、少なくとも現時点までは、特別に重大なないし危険な側面は示されていない。そのため、教区司教に対して、司牧的価値を評価し、巡礼所への巡礼を行うことを含めて、この霊的提案の普及を推進することが勧められる。

2. 〈注視される〉(Prae oculis habeatur)——重要な積極的しるしが認められるが、混乱ないし潜在的に危険ないくつかの要素も認められる。こうした要素は、教区司教による注意深い識別と、当該の霊的経験を行った者との対話を要求する。文書ないしメッセージが存在する場合は、教理的な解明が必要な場合がある。

3. 〈配慮される〉(Curatur)——さまざまな、ないし、顕著な批判的要素が明らかになったが、同時に、現象はすでに広く普及しており、それに関連する霊的な実りの存在も見られる。この場合、神の民を動揺させるおそれのある禁止は差し控えるべきである。いずれにせよ、教区司教には、この現象を推奨せず、信心の代替的な表現を追求し、場合によりその霊的・司牧的実りの方向づけを改めることが求められる。

4. 〈委任される〉(Sub mandato)——重大な問題は、積極的要素を多く含んだ、現象そのものに関連するのではなく、それを不適切なしかたで使用する個人、家族ないしグループに関連する。霊的経験が特定の不当な経済的利益のために利用される、不道徳的な行為を行っている、あるいは、教区司教の指示を受けずに、教会地域にすでに存在する司牧活動と並行する司牧活動を行う、などである。この場合、現象が生じた特定の地

域の司牧的指導は、教区司教ないし聖座が任命した他の者にゆだねられる。後者は、直接介入できない場合、合理的な合意に達するように努める。

5. 〈禁止され、妨げられる〉(Prohibetur et obstruatur) ——正当な要請といくつかの積極的要素は存在するが、重大性と危険は深刻なものとなっている。そのため、素朴な人々の信仰を損なうおそれのあるさらなる混乱やつまずきを避けるため、教理省は教区司教に対し、この現象を支持することは認められないことを公に宣言し、同時に、この決定の理由の理解を助け、神の民の一部に関する正当な霊的懸念を改めて方向づけることができるカテケージスを行うことを求める。

6. 〈超自然的ではないことの宣言〉(Declaratio de non supernaturalitate) ——この場合、教区司教は教理省から、現象が超自然的なものと認められないことを宣言する権限を与えられる。この決定は、具体的で証明された事実と証拠に基づいて行われなければならない。たとえば、幻視者とされる者が虚偽を述べていることを表明する、あるいは、信頼できる証人が、現象の偽造、誤った意図、ないし異常虚偽癖(mitomania)を見いだすことを可能にする判断要素を提供する場合である。

結論の6つの可能性を提示した意味はこれである。

これらの可能な結論は、通常の場合、識別の対象となる現象の〈超自然性〉に関する宣言——すなわち、それが神の直接的な意図に基づく決定に由来すると道徳的な確信をもって断言しうること——を含みません。むしろ、教皇ベネディクト十六世がすでに説明しているとおりに、〈支障がない〉(Nihil obstat)を与えることは、信者が当該の現象に関して「賢明にそれを受け入れることが承認されている」ことを単純に示します。これは事実の超自然性に関する宣言ではないため、同じく教皇ベネディクト十六世が述べたとおり、「使うことを強制されるものでもない」ことがいっそう明らかになります。他方で、当然のことながら、この対応は、信心の発展を考慮に入れながら、将来、別の対応が必要になる余地を残しています。(「本文書について」〈新しい側面〉)

「新規則」では、「超自然性」の宣言を行わない。その意味をフェルナンデス長官は次のように指摘する。

……「超自然性」の宣言に至ることは、その本性上、分析のための適切な期間を要求するだけでなく、現時点で「超自然的」と判断していても、数年後に「超自然的でない」と判断する可能性も与えるということです。これは実際に起こったことです。1950年代の出現とされた事例を思い起こさなければなりません。司教は1956年に「超自然的ではない」という決定的な声明を出し、翌年、教理聖省はこの司教の決定を承認しま

した。その後、この崇敬に関して新たな認可が求められました。しかし、1974年に同じ教理省は、同じ出現とされるものに関して〈超自然的なものではない〉(constat de non supernaturalitate)と宣言しました。続いて1996年に地域司教がこの信心を認め、2002年に同じ地域の別の司教が出現は「超自然的な起源をもつ」ことを認め、信心は他の国に広まりました。最終的に、2020年に、当時の教理省の要請により、新しい司教が、教理省が以前に下した「否定的判断」を再確認し、出現と啓示とされるものに関するあらゆる流布の停止を命じました。こうして、事態全体が結論に達するまでに70年にわたる苦悩の年月を要したのです。

今日、わたしたちは、信者に混乱をもたらす、こうした複雑な状況をつねに避けなければならないという確信をもつに至りました。そのために、教理省がより迅速かつ明快に対応し、識別が「超自然性」の宣言を目指すことを避けなければなりません。それは、このことに関する高い期待と不安と心理的圧力さえ伴うからです。このような「超自然性」に関する宣言は、通常、積極的な司牧的活動を承認する〈支障がない〉(Nihil obstat)か、具体的な状況にふさわしい他の決定に代替されます。

新しい『規則』に定められた手続きは、可能な6つの賢明な決定を提示することによって、合理的な期間内に決定を行うことを可能にします。この決定は、必要な教会の識別が行われないうまにきわめて問題のある状態が生じる前に、司教が超自然的な起源をもつとされる出来事に関する状況に対応することを可能にします。

にもかかわらず、教皇が、場合によって出来事の超自然性を宣言する手続きの開始を完全に例外的なしかたで承認する可能性は残ります。実際には、これは最近の数世紀の間にまれにしか起こらない例外です。

他方で、新しい『規則』に定められているとおり、「超自然的でないこと」を宣言する可能性は残ります。しかしそれは、現象に基づく操作を客観的かつ明確に示すしるしが現れる場合に限られます。たとえば、幻視者とされる人が自分が虚偽を述べていることを宣言したり、十字架の血が幻視者とされる人のものであることを証拠が示す場合です。(同)

③ 〈支障がない〉(Nihil obstat)の司牧的意味

実際には、多くの民間信心の巡礼所では超自然性が宣言されなくても問題が生じていない。一方で、〈支障がない〉(Nihil obstat)は次のような司牧的意味があるとフェルナンデス長官は指摘している。

今日、神の民の民間信仰の特別な場所となっている巡礼所の大部分は、信心が表明される過程で、信心を生み出した事実の超自然性が宣言されていません。〈信者の感覚〉(sensus fidelium)は、聖霊のわざがそこに働き、司牧者の介入を要求するような重大な問題が生じていないことを直観しています。

多くの場合、特定の時間に司教や司祭が同席することが――たとえば、巡礼の間、あるいは、何らかのミサがささげられる間――、深刻な異議が存在せず、靈的体験が信者の生活に積極的な影響を及ぼしていることを暗黙のうちに認めました。

いずれにせよ、〈支障がない〉ことは、司牧者が、これらの出来事の中で生じる聖靈のたまものを受け入れながら、神の民に寄り添うために、疑いをもたず、寛大に行動することを可能にします。新しい『規則』の中で用いられる「のただ中で」という表現は、出来事自体に関する超自然性の宣言がなされていなくても、生じていることのただ中で聖靈が行う超自然的なわざのしるしがはっきりと認められていることを理解する助けとなります。（「本文書について」〈聖靈のわざを認めること〉）

④教理省の関与

「新規則」は「旧規則」以上に識別における教理省の権限を明確に規定した。

新しい『規則』が、教理省の権限に関する確実な点を明確に規定していることを理解することは重要です。一方で、識別が教区司教の任務であることは確かです。他方で、次のことを認めなければなりません。今日、これまでにまして、この現象が他教区に属する多くの人にかかわり、さまざまな地域と国に急速に広がっています。そのため、新しい『規則』は、司教が超自然的な起源をもつとされる出来事に関する決定を公表する前に、教理省が、司教の相談を受けてから、司教の決定に対する最終的な承認を与えなければならないと規定します。以前は、教理省が介入はしましたが、司教が教理省に言及しないことが求められました。これからは、教理省は、最終決定を行う司教にかかわり、同伴することを公に表明します。それゆえ、決定が公にされる際は、「教理省の同意の下に」と記されます。

しかしながら、1978年の『規則』(IV・1b)ですでに想定されていたとおり、新しい『規則』も、場合によっては、教理省が〈自発的に (motu proprio)〉(II・第26条)介入することができるように規定しています。実際、新しい『規則』は、明確な決定を行った後も、「教理省は、あらゆる場合において、現象の進展に従って新たに介入する可能性を留保する」(II・第22条第3項)と規定し、司教が信者の善益のために「警戒し続ける」(II・第24条)よう求めます。（「本文書について」〈教理省の関与と同伴〉）

3) 「新規則」の内容

「旧規則」は以下の構成であった。

予備的解説

I 少なくとも蓋然性をもって、出現または啓示とされるものの性格を判断する基準

- A) 肯定的基準
- B) 否定的基準
- II 権限を有する教会権威者の介入の方法
- III 介入する権限を有する権威者
- IV 教理聖省の介入

「新規則」は以下の目次が示すとおり、より詳細な規定となっている。

序文

- I 一般指針
 - A. 識別の性格
 - B. 最終評価
- II とるべき手続き
 - A. 本質的規則
 - B. 手続き的規則
 - 調査段階
 - 評価段階
 - 結論段階

「I 一般指針」の「A. 識別の性格」では、教会が行う識別について次のように定義する。

教会は、以下の『規則』に従い、次のことを識別する義務を果たしうる。a) 超自然的な起源をもつとされる現象の中に神の働きのしるしの存在を認めることが可能か。b) 当該の現象とされるものにかかわる文書ないしメッセージの中に信仰や道徳に反するものが何もないか。c) 霊的な実りを評価することが許されるか、あるいは、それを問題のある要素から清めることが必要か、あるいは、そこから生じる危険について信者の警戒を促す必要があるか。d) 管轄権を有する教会権威者による司牧的な評価を行うことが勧められるか。(10)

そして、次のことも指摘する。

以下の規定は、10の意味での識別の可能性を前提するが、通常の方法において、超自然現象とされるものの神的起源に関する教会権威者による積極的な認識を前提するものでないことに注意しなければならない。(11)

〈支障がない〉(Nihil obstat) の意味はこう説明される。

12 〈支障がない〉(Nihil obstat) (下記 17 参照) が教理省から与えられた場合、その現象は信仰の対象とならないが——すなわち、信者が同意を与えることは義務づけられない——、教会が認めたカリスマの場合と同じように、「そうした現象は、キリストに関する知識を深め、より寛大に自らをキリストにささげ、同時に、キリスト者の民全体との交わりにいっそう根ざすようになるための道となる」。

13 さらに、列聖手続きのために〈支障がない〉(Nihil obstat) が与えられた場合も、それは個人の生涯における超自然的な現象とされるものの真正性の宣言を意味しない。

識別は教区司教が行うが、教理省の介入の余地も残されている。

15 超自然現象とされるものの識別は、教区司教の開始をもって行われるが、場合により、教理省との協議により下記第 4 条—第 6 条が述べる他の教会権威者が開始することもある。いずれにせよ、神の民全体の共通善に特別な関心を向けることを欠いてはならないため、「教理省は、この経験とその使用の道徳的・教理的要素を評価する可能性を留保する」。

「B. 最終評価」に上述の 6 つの結論の可能性が示される (17-22)。

「II とるべき手続き」以下で具体的な識別手続きの手順が説明される。以下、条文のとおりであるが、おもな内容を箇条書きでまとめると次のとおりである。

A. 本質的規則

- ・超自然現象の事例を検討する務めは教区司教が負う。(第 1 条)
- ・教区司教は調査結果を教理省に提出し、教理省は決定を承認する、またはしない務めを負う。(第 2 条)
- ・教区司教は現象の超自然性の宣言をしない (第 3 条第 1 項)。教区司教は、信心が生じた場合にはできるだけ早く調査を開始する (同第 2 項)。超自然現象が起こった地域に応じて、諸教区合同委員会を設置できる (同第 4 項)。

B. 手続き的規則

・調査段階：

情報の収集 (第 7 条第 1 項)、警戒義務 (同第 2 項)、他教区司教への意見聴取の必要 (同第 3 項)、対象物の管理 (同第 4 項)、評価開始の決定 (同第 5 項)。

調査委員会の設置と構成 (第 8 条第 1 項)、委員の資質 (同第 2 項)、代理者の任命 (同第 3 項)、書記の任命 (同第 4 項)、宣誓 (同第 5 項)、質問 (第 9 条第 1 項)、関係者の宣誓 (同第 2 項)、聴罪司祭の守秘義務 (同第 3 項)、霊的指導者の守秘義務 (同第 4 項)、メディアによる資料の調査 (同第 5 項)、専門家の調査 (第 11 条第 1 項)、科学技術

的調査（同第2項）、聖体に関する注意事項（同第3項）、行政当局者との協力（同第4項）、適切な統治の義務（第12条）。

・評価段階：

積極的・消極的な基準によって評価を行うこと（第13条）、積極的な基準（第14条）、消極的な基準（第15条）、虐待への注意（第16条）、評価を細心の注意をもって行うべきこと（第17条）。

・結論段階：

教理省への評価の提出（第18条）、議事録の提出（第19条）、教理省の検討と決定の通知（第20条）、教区司教による通知（第21条第1項）、司教協議会への通知（同第2項）、〈支障がない〉場合の警戒の継続（第22条第1項）、超自然的性格の承認でないことに関する注意（同第2項）、教理省の介入の可能性（同第3項）、警戒的・否定的決定の通知（第23条第1項）、通知に際しての情報の保護（同第2項）、濫用への警戒（同第3項、第4項）、教区司教の、現象と関係者への警戒義務（第24条）、刑罰（第25条）、教理省の自発的な介入（第26条）。旧規則と新規則の関係（第27条）。

4) 教理省『超自然現象とされるものの識別手続きのための規則』（2024年）以後の超自然現象に関する教理省の評価

本文書公布後、各国における出現・霊的経験に関して計14件の判断が教理省から示されている（2025年12月24日現在）。

国別には以下のとおり。

イタリア 6件

フランス 2件

オランダ 1件

スペイン 1件

スロバキア 1件

ボスニア・ヘルツェゴビナ 1件

プエルトリコ 1件

インド 1件

評価は以下のとおり（新規則17-22参照）。

〈支障がない〉(Nihil obstat) 9件（「教会の教えに反する要素がない」「評価する」「私的礼拝の許可」を含む）

〈超自然的ではない〉(de non supernaturalitate) 5件